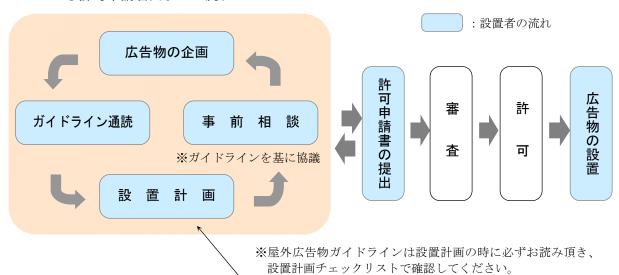
2 ガイドラインの使い方

長野市屋外広告物条例の許可申請届出前に

長野市では、郷土の優れた景観を守るため、「長野市屋外広告物条例」を制定し、適切な広告景観の保持に努めています。屋外広告物を表示・設置する場合は、一部の地域を除き、あらかじめ許可申請が必要です。

〇許可申請届出までの流れ



設置計画の段階でこのガイドラインを「手引書」あるいは「参考書」として一読することをお勧めします。事前相談の段階でもガイドラインを基に、よりよい景観づくりを目指して広告物のあり方を一緒に考えます。ガイドラインを利用して、よりわかりやすくすてきな広告景観を目指しましょう。

ガイドラインの活用場面

〇広告物の設置を考えたい時

屋外広告物を品格あるものとするには、背景となる景観との調和が絶対不可欠となります。このガイドラインは、特徴ある地域の景観について描いてありますので、広告物の設置を考える際に本書を読み、計画に反映してください。

○景観のルールをつくりたい場合

本ガイドラインは、長野市の景観を地域分類して屋外広告物のあり方を示しています。 地域の景観を守るために何らかのルールが必要だと考えている場合は、類似している地 区を選び、景観についてのルールづくりに活用してください。

○景観について学びたい場合

屋外広告物のあり方を含む景観についての勉強会・研修会などを開催する際、本ガイドラインを参考書としてお使いください。